

# 健康上の理由で働けなくなったときの保険

病気やケガなどの理由で働けない期間が長引くと、家計への影響も大きくなります。そこで今回は、働けなくなったときに利用できる公的保障や民間保険など、現役世代が知っておきたい情報についてご紹介します。

生命保険や医療保険に加入している人は、万が一の場合（死亡または障害状態になった場合、あるいは病気やケガで入院・治療をした場合）でも、保険金や給付金が出るので、備えは万全だと思ってしまうかもしれません。

しかし、そこには「働けなくなるリスク」という見落としがちな点があります。それがどのようなリスクなのか、働けないうちに利用できる公的保障や民間保険にはどのような種類があるのかを知っておくことが大切です。

いざ働けなくなったときに役立つ情報をQ&A形式でチェックしていきましょう。

監修／黒田尚子(ファイナンシャル・プランナー(CFP®))

## Q

健康上の理由で働けなくなる人が増えていると聞いたのですが

## A

データからはそうした姿が見てとれます

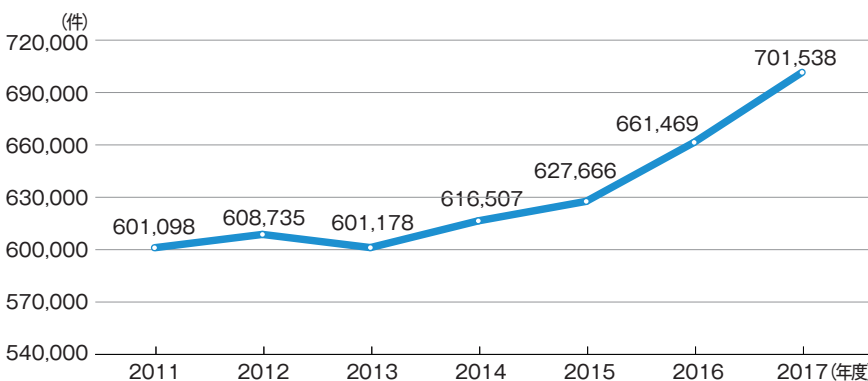
総務省の「労働力調査(2019年)」によれば、非労働力人口のうち、就業希望者は約330万人。その中で、求職できない理由として「健康上の理由」を挙げている人は約66万人に上ります。これらの人々は、健康上の理由のために働きたくても働けない状態にあると考えられます。

また、会社員(公務員)が病気やケガで仕事を休んだ場合に受け取れる「傷病手当金」の支給件数(組合健保の場合)は、約60万件(2011年度)から約70万件(2017年度)と、6年間で、10万件も増加しています【図表1】。また、全国健康保険協会の「現金給付受給者状況調査報告(平成30年度)」で傷病手当金の受給の原因となった傷病別の構成割合を見ると、「精神及び行動の障害」が、4・45%(1995年度)から29・09%(2018年度)へと大きく増加しており、うつ病などメンタル系の病気により、働けなくなる人が増えていると見られます。

こうしたデータとともに注目すべきは、医療の進歩などにより、入院日数が少なくなる一方、通院日数は増加しているという点です。入院1日あたりの給付額が決まっている医療保険に加入してい

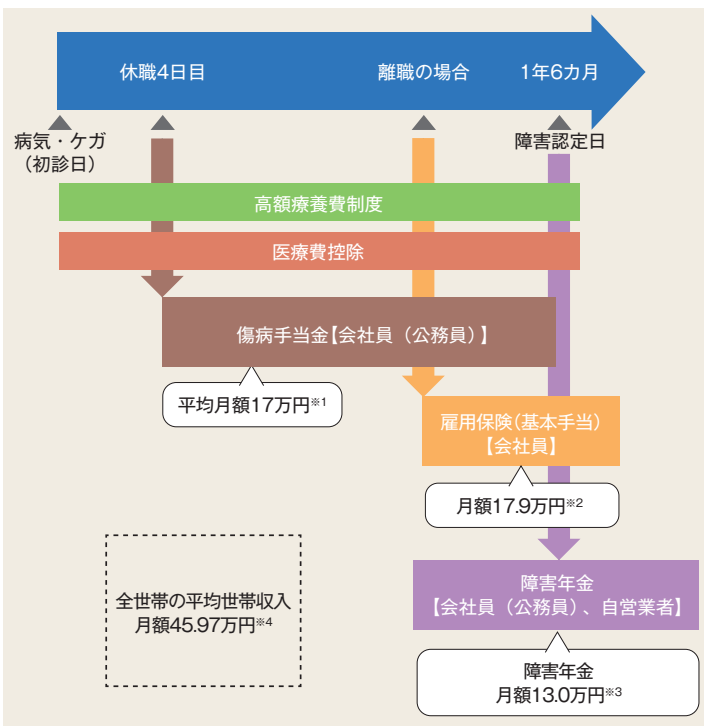
る場合は、保険金は1日ごとに足し上げたものが支払われますが、退院後の通院治療が長引く場合は、医療費の負担が重くなります。さらに、生活費や住宅ローンなど、かかり続ける費用もあり、家計が圧迫される恐れがあります。

【図表1】「傷病手当金」の支給件数(組合健保の場合)



(出所) 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～平成29年度の医療費等の状況～」

【図表2】働けなくなった場合の公的支援制度の流れ



- ※1. 全国健康保険協会「現金給付受給者状況調査報告」(平成30年度)(1日あたり支給額5,483円)
- ※2. 離職時29歳以下、被保険者期間5年以上10年未満、給与月額30万円、自己都合退職(給付日数90日)の場合
- ※3. 会社員男性28歳、被保険者期間6年、平均標準報酬月額26万円、妻・子1人、障害等級1級の場合(障害厚生年金年35万3,155円+障害基礎年金年120万2,025円)
- ※4. 厚生労働省「平成30年国民生活基礎調査」

(出所) 監修者作成

**Q** 働けなくなったときに受けられる公的保障はありますか？

**A** ささまざまな制度がありますが、自営業者は対象外のものもあり、注意が必要です

どのような制度が利用できるかは、会社員(公務員)か自営業者かによって異なります。例として、病気やケガで入院して、退院後に長期自宅療養になったときに利用できる公的支援制度を見ていきましょう

【図表2】

まず、職業に関係なく誰もが利用できる制度が「高額療養費制度」と「医療費控除」です。前者は、1カ月にかかった医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が払い戻される制度。後者は、支払った年間医療費が一定額を超えた場合に、所得控除を受けることができる制度です。

会社員(公務員)であれば、所定の条件を満たすと最長で1年6カ月間は「傷病手当金」を受給できます。また、会社を退職することになれば、雇用保険から「基本手当(失業給付)」を受給できます。さらに、初診日から1年6カ月が経過し、障害等級1・2級と認定されれば障害年金として「障害基礎年金」と「障害厚生年金」が受給でき、障害等級3級と認定されれば「障害

**Q** 「傷病手当金」や「障害年金」でこれまでの生活を維持できますか？

**A** 給付だけでは、まかないきれない可能性もあります

会社員(公務員)の場合、業務外の病気やケガで4日以上仕事を休むと、「傷病手当金」を受け取ることがができます。金額の目安は、標準報酬月額の3分の2です。「障害基礎年金」は、障害等級や子の人数などで支給額が異なります。また、「障害厚生年金」は加入期間と月給をベースに「報酬比例の年金額」が計算され、障害等級や配偶者の有無により支給額が決まります【図表3】。

【図表3】働けなくなったときの公的保障

	制度内容	支給条件	支給期間	支給額
傷病手当金	会社員(公務員)が、病気やケガのため、仕事を休んだ場合の所得補償	①業務外の事由による病気やケガの療養のために働くことができないこと ②4日以上仕事を休んでいること	支給を始めた日から最長1年6カ月の間	【1日あたりの支給額】 直近12カ月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2
障害年金	病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金。「障害基礎年金」、「障害厚生年金」がある	病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日(初診日)に、国民年金または厚生年金に加入している場合で、法令に定められた障害等級表による障害状態にあること <sup>※1</sup>	初診日から1年6カ月後に認定。以後、要件を満たしていれば、老齢年金受給まで支給	【障害基礎年金の場合(年額)】 障害等級1級：78万1,700円×1.25+子 <sup>※2</sup> の加算 <sup>※3</sup> 障害等級2級：78万1,700円+子 <sup>※2</sup> の加算 <sup>※3</sup>

- ※1. 障害基礎年金は、20歳未満(国民年金に加入前)、もしくは60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間)の間に障害が生じ、その状態が続いている人も支給対象
- ※2. 子とは、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害者に限る
- ※3. 第1子・第2子 各22万4,900円、第3子以降 各7万5,000円

(出所) 監修者作成

ただし、【図表2】の例を見ると、全世帯の平均世帯収入月額の45・97万円に対して、傷病手当金の平均月額17万円です。雇用保険(基本手当)、障害年金の例を見ても、会社員(公務員)であれば自営業者であれ、収入は大幅に減ることが分かります。

通院治療などで医療費がかかるだけでなく、住宅ローンの返済や生活のための

厚生年金」のみを受給できます。一方、自営業者の場合、国民年金からの「障害基礎年金」は対象ですが、「傷病手当金」や「基本手当」、「障害厚生年金」は受給の対象外です。つまり、会社員(公務員)と比較して、自営業者の方が受けられる公的支援が少ないのが現状です。

【図表4】 就業不能保険と所得補償保険の違い

	就業不能保険	所得補償保険
取扱保険会社	生命保険会社	損害保険会社
保険期間	「60歳まで」など一定年齢までを保障	1年など一定期間を保障 (長期保障型もあり)
免責期間	60日、180日などが一般的	7日など短期間が多い
保険金額	保険会社によって契約前の年収に応じた上限額が設定される	契約前12カ月の所得の50~70%が上限
就業不能の定義	病気やケガで働けない状態 (保険会社所定の就業不能状態)	病気やケガで働けない状態 (保険会社所定の就業不能状態)
保険料例(40歳男性の例)	月2,958円(A生命保険会社の例) <sup>*1</sup>	月2,140円(B損害保険会社の例) <sup>*2</sup>
対象の疾病	精神疾患は含まない保険会社が多い	精神疾患は含まない
仕組み		
特徴	免責期間が60日、180日など長めなので、傷病手当金給付とセットで考えるとうい	免責期間が7日など短いので、所定の就業不能状態になってすぐに保険金が必要な人に有用

\*1. 保険期間60歳まで、免責期間60日、就業不能給付金月10万円

\*2. 保険期間1年、てん補期間2年、免責期間7日、所得補償保険金額月10万円、基本職種別1級 (出所) 監修者作成

支出は、働いていたときと同様にかかるため、傷病手当金や障害年金などが支給されたとしても、家計のやり繰りがきつくなる可能性が高くなります。

**Q 公的保障でまかなえない分をカバーできる民間保険はありますか？**

**A 「就業不能保険」と「所得補償保険」があります**

公的保障でまかなえない分をカバーする民間保険として、生命保険会社が販売する「就業不能保険」と損害保険会社が販売する「所得補償保険」があります【図

表4。

「就業不能保険」とは、病気やケガで働けなくなった際に、収入が途絶えるリスクに備える保険です。医療保険のよう

その場合は、生活費を見直して家計を切り詰める、手持ちの貯金を取り崩して不足分に充てるといった対応が必要になります。

に入院日数などを基準とした給付ではなく、所定の就業不能状態になると、保険金が受け取れるタイプの保険です。

保険金は、あらかじめ指定した額を、給与のように毎月受け取るのが一般的(一括で受け取れるものもある)で、保険期間は55歳、60歳、65歳など希望する時期までを指定します。保険金額は、契約前の年収に応じた上限の範囲内で、基本的に月5~50万円の間から設定する形になります。

**Q 「就業不能保険」と「所得補償保険」はどちらを選ぶとよいのでしょうか？**

**A 会社員(公務員)か自営業者かによって変わります**

会社員(公務員)であれば、まずは、有給休暇を必ず取得しましょう。有給休暇は「労働した」とみなされ、給与が満額受け取れます。そのうえで、最長1年6カ月間は、健康保険から傷病手当金を受け取れるので、備えが必要となるのは、その後だと考えられます。そのため、短期保障タイプの所得補償保険ではなく、保険期間が長い就業不能保険で長期の保険を検討するのが基本的な考え方になると言えそうです。

また、会社員(公務員)の場合、勤務先の福利厚生に「GLTD(団体長期障害所得補償保険制度)」が明記されている

おくことが大切です。

「所得補償保険」も同様に、働けなくなるリスクに備える保険ですが、保険期間が60歳までならその期間ずっと保障が続く就業不能保険とは異なり、保険期間は1年など短期です。

また、就業不能保険は、免責期間(契約後、保険金が支払われない期間)が60日、180日などが一般的なのに対して、所得補償保険は7日など短期間なのが特徴です。

所得補償保険では、保険金額は保険契約の前の12カ月の所得の平均を基に、その50~70%が上限となります。

るかどうかも確認しましょう。GLTDの取扱いがある場合、そちらを優先して加入するのがお勧めです。この制度は病気やケガにより長期間にわたって就業が不能になったときの所得を補償する団体保険の一種で、個人で加入する就業不能保険や所得補償保険よりも保険料が安く、補償内容も充実しているためです。

一方、自営業者は、有給休暇もなく、傷病手当金の対象でもないため、働けなくなるにすぐに無収入になるリスクがあります。障害年金は対象になっていますが、病気やケガで初めて病院を受診した日から1年6カ月後、所定の障害状態では

なければ、受給することができません。

そのため、免責期間が短く、数日で給付を受け取れる「所得補償保険」に加入し、自営業者がもらえない傷病手当金の代わりにの補償を得るというのも一つの方

**Q 「就業不能保険」を選ぶ際のチェックポイントを教えてください**

**A 免責期間や給付条件などを比較します**

就業不能保険を選ぶ際の主なポイントを六つご紹介いたします。

【図表5】を参考にしてください。

【図表5】 就業不能保険を選ぶ際のチェックポイント

<input type="checkbox"/>	就業不能保障が主契約の単体タイプと死亡保険などに特約の形で付加するタイプがある。保険金の受取条件がゆるやかで見出しがしやすいのは単体タイプ。今後、死亡保険に加入する予定があれば、その保険に特約として付加するほうが、単体で加入するよりも保険料は割安
<input type="checkbox"/>	免責期間が何日のタイプにするか。免責期間60日の商品が多いが、会社員（公務員）ならば傷病手当金の支払期間が最長1年6カ月あることを考慮して、180日タイプなどを選ぶと保険料が安くなる
<input type="checkbox"/>	就業不能状態の条件は商品によって異なり、医師の指示による入院・自宅療養でも対象になるものと、公的保障（障害年金など）で定める障害等級の認定が条件になるものと、大きく2種類ある。対象となる疾病も異なるので、どんなときに保険金を受け取れるのかチェックする
<input type="checkbox"/>	うつ病などの精神疾患が理由で働けなくなる人が増加しているため、精神疾患が保障対象か、その際の保険金は一時金か年金タイプかを確認する
<input type="checkbox"/>	仕事に復帰できても、しばらくは就業時間の短縮などで収入が減る場合もあるため、仕事に復帰した後も給付が継続するタイプかどうかを確認する
<input type="checkbox"/>	保険料払込免除特約が付けられるか。就業不能状態になると、保険料を支払い続けるのは大変なので、この特約を付加できることが望ましい

（出所）監修者作成

法です。

ただし、所得補償保険は保険期間が1年など短いタイプが多いので、就業不能保険にも加入しておけば、短期と長期のダブルで備えることが可能になります。

**Q 住宅ローンの負担が重くて心配です**

**A 就業不能に備える団体信用生命保険付きの住宅ローンの利用が考えられます**

住宅ローンを借りる際には、住宅ロー

ンの返済中に契約者が死亡・所定の障害状態になった場合などに、ローンの残債が支払われる「団信（団体信用生命保

険）」に加入するのが一般的です。

これに疾病保障の特約を付けることで、

死亡等だけでなく、三大疾病などで所定の状態になると、以降のローンの支払いが肩代わりされます【図表6】。

新規で住宅ローンを組む際には、就業

不能保険への加入の代わりに、この疾病保障付き団信を検討するのもよいでしょう。すでに住宅ローンを組んでいる場合、ローンの借り換えをして、合わせて付加することも可能です。



【図表6】 疾病保障付き団信とは

保険の内容は？	死亡・高度障害時に、住宅ローンの借入残額分を保障。特約で付加することにより三大疾病などもカバー
どうやって加入？	住宅ローン借入れ時にセットで加入。現在、疾病保障特約が付加されていない場合、借り換えて加入する
保険料は？	借入利率に0.1～0.3%上乗せされる（金利は上乗せされず、保険料を支払うものもある）
保障の条件	・がんの場合：診断確定 ・急性心筋梗塞、脳卒中の場合：60日以上所定の状態が継続

（出所）監修者作成

**Q 新型コロナウイルスに備えられる保険はありますか？**

**A 「医療保険」や「就業不能保険」に加入していれば保障対象となりますが、給付条件には注意が必要です**

新型コロナウイルスが原因で働けなくなった場合の備えについても、多くの人が関心を持っていることでしょう。

まずは、新型コロナウイルス感染でかかる医療費には、PCR検査といった「検査にかかる費用」と「入院・治療にかかる費用」があります。感染の有無を判断するPCR検査に関しては、特例措置として、自己負担分を自治体が負担することになり、無料を受診できます。

入院した費用については、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」と定められたため、すべて公費でまかなわれます。ただし、世帯が負担する市町村民税所得割の額が5万4000円を超える場合は、月額2万円を上限として費用の一部を負担する必要があります。

また、民間保険会社の医療保険は、新型コロナウイルスを保障の対象としています。

多くの保険会社が、病院への入院はもちろん、指定されたホテルでの療養や医師の指示による自宅療養も、入院給付金を支払う対象としています。

しかし、就業不能保険については、60日または180日の「免責期間（支払対象外期間）」がある点に注意が必要です。入院1日につき1万円、あるいは入院をしたら所定の一時金が受け取れるといった医療保険とは違い、就業不能保険は免責期間を過ぎないと給付を受けられません。症状にもよりますが、新型コロナウイルスの治療期間はそれほど長くないため、給付対象にならないことがありますので、契約内容をよく確認しましょう。

なお、就業不能保険で保障を受けるには「健康上の理由」で働けなくなったことが原則なので、勤務先が休業して収入が途絶えた場合は、そもそも保障の対象外となります。